

## 緊急声明文

蒲島知事は新たな水利権の申請を断念せよ！

昨日 1 月 14 日、「前坂本村議会議員と町民有志の会」及び「荒瀬ダム撤去を求める県議員連盟」の代表が上京し、前原国土交通大臣と面談をした際に、前原大臣は現在の藤本発電所の水利権は 3 月 31 日に失効すること、企業局は存続する場合は地元の同意を得て新に申請を行わなければならないこと、及び水利権が切れる 4 月の 1 日からは、荒瀬ダムのゲートは全開することにについて、明確な発言をいただいた。

しかし、知事は存続の意思を変えようとはせず、「近くに、水利権更新の手続きに着手する方針を明らかに」（熊日新聞 1 月 15 日）している。このことは、蒲島知事はこれまで国に対して、撤去の支援を要望してこられたが、蒲島知事の本意はあくまでも存続であり、存続の硬い決意を隠しての要請行動であったことを表面に現したものであると言わざるを得ない。

また、前回の水利権申請及びそれによって許可された現在の水利使用規則はあくまで撤去前提のものであり、3 月 31 日に水利権が失効することは、法的にも明らかであったにも係わらず、「単なる更新である」との見解で強行に水利権更新の準備をしてきたことも許されるものではない。

今回の前原大臣の「3 月 31 日で水利権は失効する」という見解は、県の水利権更新は無効であることを明確に示したものに他ならない。

また、新たな水利権を申請することになれば、球磨川漁協の同意は不可欠であり、球磨川漁協が断固反対の立場をとっている現状においては、「地元の同意がないままの更新申請は前例がない」（1 月 15 日付け朝日新聞）という国交省河川環境課の見解からも、許可基準をクリアすることが困難であることは明らかである。

蒲島知事は、今回の水利権更新、及び新たな水利権申請の手続きに入ることは即刻断念し、平成 14 年に許可された水利使用規則第 16 条「撤去計画を作成のうえ、河川法上必要な許可の申請をしなければならない」に従い、撤去計画を立てるべきである。

平成 22 年 1 月 15 日

荒瀬ダム撤去を願う会	代表 浜田 律子
荒瀬ダム撤去を求める会	代表 本田 進
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃
前坂本村議会議員と町民有志の会	代表 木村 征男
やつしろ川漁師組合	代表 毛利 正二
八代女性市民の会	代表 中村 千鶴

(アイウエオ順)